

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例施行規則の制定(案)の概要

1 目的

金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例（平成20年条例第5号。以下「条例」といいます。）が平成21年4月1日に施行されます。これにより、井戸の設置には市長の許可が必要となります。本規則では、許可の申請等条例の施行に関し必要な事項を定めます。

2 概要

1．許可を必要としない井戸について（条例第6条第1項関係）

土地の掘削工事の際に地下水の排除を目的として設置する井戸とします。

2．許可申請に必要な書類等について（条例第6条第2項関係）

(1) 申請書記載事項について（条例第6条第2項第1号から第6号までに掲げる事項以外の事項）

ア 井戸の工事の着手予定年月日及び完了予定年月日

イ 井戸の深さ

ウ 揚水機の種類及び吐出量

エ 地下水の採取予定年月日

オ 水量測定器を設置する場合にあっては、当該水量測定器の種類

カ 用途が消雪用である井戸については、条例第7条第2項に規定する場合に該当する理由

(2) 添付書類について

ア 付近見取図

イ 井戸の位置図

ウ 用途が消雪用である井戸については、消雪する場所を示す図面

3．用途が消雪用である井戸の設置を許可できる場合について（条例第7条第2項関係）

(1) 防災上、公共性等の観点から特に重要な施設、道路又は鉄道であって、消雪を行わなければ安全かつ円滑な交通を確保することが極めて困難であり、かつ、地下水によ

る消雪以外の方法では、消雪を行うことが極めて困難である場合

(審査基準案)

防災上、公共性等の観点から特に重要な施設、道路又は鉄道について

- 1 地域防災計画並びに地震防災対策特別措置法に基づき県において指定された道路のうち一次ルート(第1次緊急輸送道路)
- 2 全国新幹線鉄道整備法第2条に規定する新幹線鉄道における路線
- 3 道路交通法第39条に規定する緊急自動車^が緊急のために走行する経路であつて次の各号のいずれかに該当する箇所
 - (1) 消防機関においては、緊急自動車の待機場所から公道までの経路
 - (2) 救急指定病院においては、公道から院内まで傷病者を搬送する経路
 - (3) 警察機関においては、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用する緊急自動車の待機場所から公道までの経路
 - (4) 検察庁においては、犯罪の捜査のため使用する緊急自動車の待機場所から公道までの経路
 - (5) 刑務所その他の矯正施設においては、逃走者の逮捕若しくは連戻し又は被収容者の警備のため使用する緊急自動車の待機場所から公道までの経路
 - (6) 電気事業、ガス事業その他の公益事業においては、危険防止のための応急作業に使用する緊急自動車の待機場所から公道までの経路
 - (7) 輸血に用いる血液製剤を販売する者においては、輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する緊急自動車の待機場所から公道までの経路
 - (8) その他緊急自動車が走行する施設であつて、市長が特に必要と認める経路

(2) 消雪用以外の用途に使用することが主目的であつて、一部を消雪用に使用する場合

(審査基準案)

一部を消雪用に使用する場合について

- 1 ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号。以下「県条例」という。)に定める工業用水においては、業務上必要な場所であり、かつ、消雪用地下水採取量を測定するための水量測定器を設置した場合
- 2 県条例に定める建築物用水においては、車いす利用者用駐車施設等、障害者及び高齢者に配慮した100平方メートル以下の場所であり、かつ、消雪用地下水採取量を測定するための水量測定器を設置した場合。ただし、審査基準第1の第3項に該当する場合は、消雪用地下水採取量を測定するための水量測定器を設置した場合

(3) 地下水消雪路線の既設消雪用井戸に代えて、新たな消雪用井戸を設置する必要があるときは、採取量の抑制に向けた措置が講じられた場合

(審査基準案)

採取量の抑制に向けた措置について

- 1 一斉散水方式から交互散水方式に変更し、計画採取量が40%以上削減できる場合
- 2 河川水及び用水等の代替水源を利用し、計画採取量が30%以上削減できる場合
- 3 すでに交互散水方式を採用している路線は、2に該当する場合(地理的な要因により代替水源が利用できないときは、揚水機の吐出量を増大させないこと)

4．変更の許可が不要となる「軽微な変更」について（条例第8条第1項関係）

- (1) 揚水機の吐出口の口径及び断面積の変更（口径及び断面積を増大させない場合に限ります。）
- (2) 揚水機の原動機の定格出力の変更（定格出力を増大させない場合に限ります。）
- (3) 地下水採取計画の概要の変更（井戸の稼働時間を延長せず、かつ、用途ごとの採取量を増大させない場合に限ります。）

5．地下水の採取の届出に係る届出事項について（条例第15条関係）

- (1) 地下水採取日
- (2) ストレーナの位置
- (3) 井戸の柱状図

6．地下水の採取量の報告について（条例第16条第1項関係）

- (1) 報告事項について
 - ア 地下水採取量
 - イ 地下水の用途
 - ウ 井戸の稼働日数
 - エ 井戸の稼働時間
- (2) 報告期限について
年度終了後1か月以内とします。

7．水量測定器の設置が必要となる揚水機の吐出口の断面積等について（条例第16条第2項及び第3項関係）

- (1) 吐出口の断面積について
50平方センチメートル以上とします。ただし、用途が消雪用である場合は6平方センチメートル以上とします。
- (2) 設置すべき水量測定器について
次のアからエまでに掲げるいずれかのものとします。なお、用途が消雪用でない井戸であって、吐出口の断面積が160平方センチメートル以下の場合は、積算時間計をもって水量測定器に代えることができるものとします。

ア 接線流羽根車式水道メーター

イ 軸流羽根車式水道メーター

ウ 電磁式水道メーター

エ アからウまでに掲げるものと同等以上の能力を有すると市長が認める水量測定器

3 施行期日

平成21年 4 月 1 日